

広島県告示第六百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十一条第一項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十一年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
長岡歯科医院	大竹市黒川一丁目八番一七号	平成二二年八月一日